

川口市建設工事における現場代理人の常駐規定に係る取扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川口市建設工事請負契約基準約款（以下、「約款」という。）第10条に規定する現場代理人の工事現場への常駐に係る規定の緩和について必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 次の各号に掲げる期間については、現場代理人の工事現場への常駐を要しないものとする。

- 一 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- 二 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- 三 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- 四 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日含む。）も常駐を要しないこととする。）

(常駐を緩和する工事)

第3条 次のいずれかに該当する工事については、工事現場の運営並びに取締り等が困難なものではないとして、常駐を要する期間においても常駐規定を緩和することができる。

- 一 主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）を専任で配置する必要のない工事（建設業法（以下、「法」という。）第26条第3項に該当しない工事）
ただし、第2号又は第3号により発注者が監理技術者等の兼務を認めた工事と兼務する工事は、第2号又は第3号の工事とみなす。
- 二 主任技術者を専任で配置しなければならない工事（法第26条第3項に該当する工事）であるが、「川口市建設工事における主任技術者の専任に係る取扱い要領」第5条第1項の要件により、発注者が主任技術者の兼務を認めた工事
- 三 監理技術者等を専任で配置しなければならない工事（法第26条第3項に該当する工事）であるが、「川口市建設工事における専任特例監理技術者等の配置に係る試行要領」第4条の要件により、発注者が監理技術者等の兼務を認めた工事

(現場代理人の兼務)

第4条 常駐規定の緩和に伴い、他の工事の現場代理人との兼務が可能となるが、現場代理人が兼務できる場合は、次の各号を全て満たす場合とする。ただし、第3条第2号及び第

3号については、同一の監理技術者等が兼務している工事において兼務する場合に限る。なお、発注者が安全管理上等の理由により兼務を認めることが適当でないと判断する場合は、兼務できないものとする。

一 兼務できる工事の数は、現場代理人として配置される工事のほか、監理技術者等又は連絡員として配置される工事の件数を含めて、2件までとする。ただし、第3条第1号の工事の現場代理人が以下の工事の役職として配置される場合は、3件までとする。

ア 第3条第1号に示す工事の現場代理人

イ 第3条第1号に示す工事の監理技術者等

ウ 第3条第3号に示す工事の連絡員

二 兼務できる工事の現場間の距離等については、以下のとおりとする。ただし、兼務する工事の数が3件となる場合は、全ての工事において、次の各号を満たすこととする。

ア 常駐を要しない期間における兼務については、現場間の距離は問わない。

イ 常駐を緩和する工事同士の兼務について

(1) 第3条第1号及び第2号の場合は、次のいずれかを満たすこととする。

① 川口市内又は川口市に隣接する区又は市内

② 「川口市建設工事における主任技術者の専任に係る取扱い要領」で定める兼務を行うことができる工事現場の相互の間隔

(2) 第3条第3号の場合は、「川口市建設工事における専任特例監理技術者等の配置に係る試行要領」第4条第4号で定める兼務を行うことができる工事現場の相互の間隔

三 国又は地方公共団体が発注する工事（ただし、他の工事の発注者が川口市以外の場合は、川口市発注の工事の現場代理人と兼務することについて、他の工事の発注者の承諾が得られている場合に限る。）

（入札公告等への明示）

第5条 常駐を要しない期間については、契約締結後、設計図書若しくは工事記録等の書面により、具体的な期間を明示するものとする。

2 常駐を要しない期間があらかじめ明らかな場合は、入札公告時に設計図書等に期間を明示することとする。

3 第3条の規定により常駐規定を緩和する若しくは緩和しないことがあらかじめ明らかな場合は、入札公告等に明示することとする。なお、入札公告等に明示しなかった場合でも、受注者から様式1の提出があった場合は、常駐規定を緩和する工事か否かを判断し、速やかに受注者に回答することとする。

（兼務を認める条件）

第6条 次の各号の全てを満たしている場合、兼務を認めるものとする。

一 発注者との連絡体制を確保していること。

- 二 兼務するいずれかの工事現場に常駐していること。
- 三 既に配置している工事の発注者から兼務承諾を得ていること。
- 四 監督員が問題ないと判断していること。

(提出書類)

第7条 兼務する工事の発注者が川口市以外の場合は、受注者は様式4により現場代理人の兼務について承諾を得た後、新たに從事する建設工事の発注者に報告しなければならない。

2 受注者は様式2に必要な資料を添付して発注者に届け出なければならない。

(現場代理人の休暇等について)

第8条 現場代理人が休暇（法定休暇（年次休暇、生理休暇、妊娠休暇、通院休暇、産前産後休業、子の看護休暇、介護休暇、出生時育児休業、育児休業等で労働基準法等の各法律で定められた休暇）及び法定外休暇（慶弔休暇、夏季休暇、リフレッシュ休暇など企業が独自に定めた休暇）をいう。以下、「休暇」という。）等により現場を不在にする場合は、次の各号のとおり取り扱うものとする。

一 休暇を取得する期間が7日（閉所日含む。）以下の場合

現場代理人に代わって、代役を設置するものとする。代役は、工事現場に常駐し、工事現場における運営、取締りを行うものとし、約款第10条第2項に定めるその他の権限は行使できないものとする。なお、休暇等を取得する期間が1日未満（閉所日を除く。）であり、発注者と現場代理人との連絡体制が確保されている場合には、代役の設置を要しないものとする。

二 休暇を取得する期間が連続して7日（閉所日含む。）を超える場合

現場代理人を交代するものとする。

三 研修への参加、関係機関との打ち合わせ等により現場を不在にする場合

現場を不在にする期間中、発注者と現場代理人との連絡体制が確保できない場合は、前2号と同様に扱うものとする。

四 現場代理人の代役を設置する際の手続き

ア 代役を設置する場合は、あらかじめ発注者へ様式3を提出し、現場代理人は、休暇初日の開庁時間までに監督員へ連絡するものとする。

イ 突発的な休暇等の場合は、受注者から監督員へ連絡するものとする。

五 代役の取扱い

ア 代役に対する常駐規定の緩和については、当該工事と同様とする。

イ 代役になれる者は、以下のとおりとする。

- (1) 川口市発注の常駐規定を緩和しない他工事の現場代理人
- (2) 川口市発注以外の他工事の現場代理人
- (3) 営業所技術者又は特定営業所技術者（以下、「営業所技術者等」という。）（ただし、

国土交通省不動産・建設経済局建設業課「監理技術者制度運用マニュアル」に基づき、営業所技術者等と監理技術者等との兼務が可能であることが確認できる場合を除く。))

ウ 代役は、川口市発注工事における現場代理人の兼務の件数に算入しない。また、コリンズへの登録を要しない。

エ 代役としての従事経験は、川口市の入札契約における入札参加資格や総合評価方式等における従事経験として認めない。

(現場代理人と営業所技術者等の兼務について)

第9条 国土交通省不動産・建設経済局建設業課「監理技術者制度運用マニュアル」に基づき、営業所技術者等と監理技術者等との兼務が認められた工事については、現場代理人の常駐規定を緩和することができるものとする。

2 兼務できる工事の件数は、現場代理人の常駐規定が緩和されている場合に限り、1件までとする。

3 常駐規定の緩和に関する入札公告等への明示については、第5条と同様とする。

4 兼務する場合は、受注者は、様式2により営業所技術者等と監理技術者等との兼務が認められていること及び現場代理人の常駐規定が緩和されていることが確認できる資料を添付して発注者に届け出ることとする。なお、様式2の「兼務工事の概要」の「工事名」に「営業所技術者等」、「工事場所」に営業所住所を記載し、他の欄は空欄とすることとする。

(現場代理人と監理技術者等の兼務について)

第10条 現場代理人は同一工事の監理技術者等を兼務することができる。兼務する場合、受注者は、現場代理人等通知書を発注者に提出することとする。

2 第3条及び第5条第3項の規定に基づき、常駐規定が緩和された工事の現場代理人が他の工事の監理技術者等を兼務することができる場合は、次の各号のとおりとする。なお、兼務できる工事の数は第4条第1号のとおりとし、兼務する場合は第7条の規定に基づき必要書類を提出することとする。

一 第3条第1号に示す工事の現場代理人と第3条第1号に示す監理技術者等が兼務する場合、又は第3条第2号に示す工事で、同一の主任技術者が兼務している工事で兼務する場合。なお、兼務できる工事の現場間の距離等は、第4条第2号アと同様とする。

二 第3条第3号に示す工事で、同一の監理技術者等が兼務している工事で兼務する場合。なお、兼務できる工事の現場間の距離等は、第4条第2号イと同様とする。

(現場代理人と連絡員の兼務について)

第11条 現場代理人は同一工事の連絡員を兼務することができるものとし、この場合の手

続きは要しないこととする。ただし、現場代理人と監理技術者等を兼務している場合は兼務できない。

2 第3条及び第5条第3項の規定に基づき、常駐規定が緩和された工事の現場代理人が、他の工事の連絡員を兼務することができる場合は、次の各号のとおりとする。ただし、他の工事の連絡員と監理技術者等が同一となる場合は兼務できない。なお、兼務できる工事等の数は第4条第1号のとおりとし、兼務する場合は第7条の規定に基づき必要書類を提出することとする。

- 一 第3条第1号に示す工事の現場代理人と連絡員が兼務する場合（なお、兼務できる工事等の現場間の距離等は、第4条第2号アと同様とする。）
- 二 第3条第3号に示す工事で、同一の監理技術者等が兼務している工事で兼務する場合（なお、兼務できる工事の現場間の距離等は、第4条第2号イと同様とする。）

（適用除外）

第12条 次の各号のいずれかに該当する工事は、本要領の適用除外とする。

- 一 川口市低入札価格取扱要綱で定める低入札価格調査を経て契約を締結した工事
- 二 川口市建設工事共同企業体取扱要綱により結成された共同企業体と契約を締結した工事
- 三 法第26条第3項第2号に該当する工事
- 四 特記仕様書等に兼務対象工事としないと明示がある工事

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

- 1 令和7年2月1日から適用する。
- 2 令和7年1月31日以前に公告等をした工事については、従前のとおりとする。ただし、発注者が認めた場合は適用できるものとする。

様式 1

現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書	
工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	
現 場 代 理 人 氏 名	
上記工事は、現場代理人の常駐規定を緩和する工事であるか否か伺います。 令和 年 月 日 商号又は名称 代 表 者 名	

上記工事は、現場代理人については、 ・ 常駐規定を緩和します。現場代理人を兼務する場合は、事前に兼務する工事の内容及び連絡先を報告してください。 ・ 常駐規定を緩和しません。 令和 年 月 日 発注機関の長

様式 2

現場代理人の兼務届		
(発注機関の長) あて		
工 事 名		
工 事 場 所		
現 場 代 理 人	氏 名	
	資 格	
現 場 代 理 人 の 連 絡 先	(緊急時連絡先)	
	(上記以外の連絡先)	
上記工事の現場代理人は、下記工事の（現場代理人／主任技術者〔専任・非専任〕／監理技術者〔専任・非専任〕／連絡員）と兼務します。 また、発注者が求めた場合には、現場に速やかに向かう等の対応を行います。 令和 年 月 日 受注者 住 所 氏 名		
兼務工事の概要	工 事 名	
	工 事 場 所	
	発 注 機 関 名	
	連 絡 先	
兼務工事の概要	工 事 名	
	工 事 場 所	
	発 注 機 関 名	
	連 絡 先	

注) 現場代理人の工事について、兼務が可能であることが確認できる書類（入札公告文又は現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書、現場代理人の兼務に係る照会兼回答書、人員の配置を示す計画書など）を添付すること。

現場代理人の休暇等に伴う代役について（通知）

年 月 日

発注機関の長 様

受注者

下記 1 工事の現場代理人が休暇等で現場を不在にする場合、下記 2 の者を代役とする
ので通知します。

記

- 1 現 場 代 理 人 氏 名
工 事 名
工 期

- 2 代 役 の 氏 名
代役の携帯電話番号

代役が現場代理人として配置されている工事

発注者	工事名	工事場所	請負代金額 (千円)	工期	職名
<記載例> ●●課	●●●●●●工事	川口市 ●●地内	●,●●● 千円	令和●年●●月●●日 から 令和●年●●月●●日 まで	現場代理人 (兼) 主任技術者

注 1) 常駐規定が緩和されていない工事に従事している場合は、代役になれません。
注 2) 代役を複数人配置する場合は、追加記載すること。

様式 4（国又は地方公共団体あて）

現場代理人の兼務に係る照会兼回答書	
下記 1 の工事の現場代理人は、下記 2 の川口市発注の工事の現場代理人を兼務してよいか伺います。	
令和 年 月 日	
商号又は名称	
代 表 者 名	
記	
1 照会する工事	
工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	
現 場 代 理 人 氏 名	
2 川口市発注の工事	
工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	

上記工事の現場代理人について	
・ 兼務を認めます。条件は以下のとおりです。	
[	
]	
・ 兼務を認めません。	
令和 年 月 日	
発注機関の長	